

## 基金取扱規程

### 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）の定款第6章第52条に基づき、この法人の基金の取扱いについて必要な事項を定める。

### 2. 基金の管理及び運用

基金の管理・運用は、理事会が行う。

### 3. 対象事業

基金は、定款第4条に定める事業を実施するために利用する。

### 4. 積 立

(1) 基金は、当協会の特別会計の流動資産及び個人又は法人からの寄付から積み立てる。

(2) 前4項の基金への積み立ては、理事会の承認を得て行うものとする。なお、基金は、特定資産として取り扱う。

### 5. 取り崩し

(1) 基金は、前3項に定める事業を実施するために、その全部又は一部を取り崩すことができる。

(2) 前4項に基づく基金の全部又は一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、理事会の承認を得て行うものとする。

(3) 基金は、前3項の対象事業以外に取り崩し使用してはならない。但し、当協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事が3分の2以上出席した理事会において、その3分の2以上の同意を得て、その一部のみを取り崩し使用することができる。

### 6. 基金の使用実績及び財務状況の報告

予算に基づき支出された基金の使用実績及び基金の財務状況について、年1回会員総会において、報告しなければならない。

### 7. 規程の改廃

この規程を改正又は廃止する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。